

# 【医療 DX 推進体制整備加算について】

○当院では、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については電子カルテメーカーと協議中です。(令和 8 年 5 月 31 日までの経過措置)
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の充分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

上記の体制に基づき、

「医療 DX 推進体制整備加算 5 (マイナ保険証利用率 40%以上)」を  
令和 8 年 1 月 1 日より算定させていただきます。

「医療 DX 推進体制整備加算5」の算定点数

診療行為	算定頻度	点数
初診時	月に 1 回	9 点

※正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

横浜市総合保健医療センター診療所

センター長 塩崎一昌